

# 福島県起業家支援保証制度要綱

## 1 目的

この制度は、金融面から、新しい産業等を育成・支援することにより、地域経済の活性化に資することを目的とする。

## 2 要領

### (1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫

### (2) 融資の条件

#### ① 融資の対象者

##### ア 創業者

県内で新たに事業を開始しようとする者（開業して1年以内の者を含む。）であって、具体的事業計画を有するとともに、客観的にみて事業に着手していることが明らかである者。

##### イ 第二創業者

既に中小企業者であって、新たな分野の事業に進出しようとする事業承継者。

##### ウ 独立開業者

同一企業の勤務年数又は同一業種の従事年数が3年以上でその経験を有する事業を新たに開始しようとする者（開業して1年以内の者を含む。）、又は、法律に基づく資格を有する場合でその資格に基づく事業を新たに開始しようとする者（開業して1年以内の者を含む。）。

##### エ ベンチャー企業

新たに創造的な事業活動を行おうとする者であって、新たな事業を開始した時から概ね3年以内の者。

なお、上記アからエに掲げる対象者には「福島県中小企業制度融資におけるコミュニティビジネス取扱要領」に定めるコミュニティビジネスを営む、または、営もうとする中小企業者を含む。

#### ② 資金使途

運転資金・設備資金

#### ③ 融資限度額

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、5,000万円。

a 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「促進法」という。）に基づく経営革新計画の承認または異

分野連携新事業分野開拓計画の認定を受け、その事業を開始し、または開始しようとする者（改正前の中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画の承認を受けた者を含む）。

- b 廃止前の中小企業創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（以下「旧創造法」という。）に基づく研究開発等事業計画の認定を受け、その事業を開始し、または開始しようとする者。
- c 産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産業再生法」という。）に基づく経営資源活用新事業計画の認定を受け、その事業を開始し、または開始しようとする者。
- d 特許法、実用新案法、意匠法等に基づく新技術、新製品等を事業化しようとする者。

イ 上記アに掲げる者以外の者については、2,000万円。  
ただし、創業者については、自己資金の5倍を限度とする。

※ 融資限度額の一覧

	創業者	第二創業者	独立開業者	ベンチャー
促進法の承認等、旧創造法の認定、産業再生法の認定、特許等を有する者	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
上記以外	2,000万円 但し、自己資金の5倍を限度とする。	2,000万円	2,000万円	2,000万円

- ④ 融資期間  
10年以内（据置期間1年以内を含む）
- ⑤ 返済方法  
分割返済とする。
- ⑥ 融資利率  
金融機関所定利率
- ⑦ 保証人及び担保  
法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。  
個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。
- ⑧ 信用保証料  
必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）  
福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、「中小企業の会計に関する指針」に基づいた決算書を作成している中小企業者（会計参与設置会社を含む）については年0.1%、有担保保証は年0.1%、福島県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けた中小企業者は年0.05%それぞれ割引いた料率が適用される。

(3) 融資取扱期間  
随時

(4) 損失補償

本制度による融資を受けた者が返済不能となり、保証協会が代位弁済したときは、県は別に締結する契約により、保証協会に対して損失補償を行う。

(5) 申込み及び報告

融資・保証を受けようとする者は、「福島県起業家支援保証申込書」（様式）により、取扱金融機関に対して申込みを行うものとする。

取扱金融機関は、すみやかに「福島県起業家支援保証申込書」（様式）及び必要書類を保証協会に提出するものとする。

保証協会は、毎月10日までに前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県起業家支援保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

(様式)

## 福島県起業家支援保証申込書

平成 年 月 日

(取扱金融機関)

様

(申込者) 住所

氏名

印

福島県起業家支援保証について、下記のとおり申込みます。

記

企業名	創業年月日	融資金額	融資期間	融資利率
		千円		%

### 概要

1 代表者名及び生年月日						
2 事業所の所在						
3 対象の種別(○を付ける)	a 創業者	b 第二創業者	c 独立開業者	d ベンチャー企業		
4 新たに行おうとする事業内容						
5 経験	同一企業勤務年数		同一業種従事年数			
6 法律に基づく資格の取得状況	名 称	取得年月日	備 考			
7 法令上の事業計画の認定・知的所有権等の取得状況	<input type="checkbox"/> 促進法	平成	年	月	日付け	承認(認定)
	<input type="checkbox"/> 旧創造法	平成	年	月	日付け	認定
	<input type="checkbox"/> 産業再生法	平成	年	月	日付け	認定
	<input type="checkbox"/> 特許法	平成	年	月	日付け	登録
	<input type="checkbox"/> 実用新案法	平成	年	月	日付け	登録
	<input type="checkbox"/> 意匠法	平成	年	月	日付け	登録
	<input type="checkbox"/> その他(著作権法等)	平成	年	月	日付け	登録
8 事業開始に必要な許認可の状況						

注) 5～8については、それを証明する書類を添付すること。